

## 「パートナーシップ構築宣言」

当社は、サプライチェーンの取引先の皆様や価値創造を図る事業者の皆様との連携・共存共栄を進めることで、新たなパートナーシップを構築するため、以下の項目に重点的に取り組むことを宣言します。

### 1. サプライチェーン全体の共存共栄と規模・系列等を超えた新たな連携

直接の取引先だけでなくサプライチェーンの深い層の取引先に働きかけることにより、サプライチェーン全体での付加価値向上に取り組むとともに、既存の取引関係や企業規模等を超えた連携により、取引先との共存共栄の構築を目指します。

#### a. 応対品質向上への貢献

東京海上グループ各社および東京海上グループと取引のある保険代理店を対象に、当社の電話応対技能等を広く開示していくことで、各社の応対品質向上に貢献していきます。

#### b. 健康経営支援

健康経営の実践、周知啓蒙や取引先への健康経営の支援を行います。

### 2. 「振興基準」の遵守

発注方法の改善、対価の決定の方法の改善、代金の支払方法の改善、型等に係る取引条件の改善、知的財産の保護及び取引の適正化等を含む委託事業者と中小受託事業者との望ましい取引慣行（受託中小企業振興法に基づく「振興基準」）を遵守し、取引先とのパートナーシップ構築の妨げとなる取引慣行や商慣行の是正に積極的に取り組みます。

### 3. その他

当社は、経営理念として以下を掲げています。

お客様の信頼をあらゆる事業活動の原点におき、“いざ”というときのお客様に寄り添い、「安心」をお届けします。

- ・ 高い専門性を備えたホスピタリティあふれるサービスを提供しお客様のご不安を解消します。
- ・ ファーストコンタクトセンターとしての価値を提供し続けることで、東京海上グループの発展に貢献します。
- ・ 一人ひとりが互いに尊重しあい、高めあうことで、共に成長できる企業風土を築きます。
- ・ 良き企業市民として、地球環境保護、人権尊重、コンプライアンス、社会貢献等の社会的責任を果たし、広く地域・社会に貢献します。

2026年1月1日

受託中小企業振興法に基づく「振興基準」の内容を理解した上で宣言します。

東京海上日動安心110番株式会社

取締役社長 兵頭 詳正

(備考)

- ・本宣言は、(公財)全国中小企業振興機関協会が運営するポータルサイトに掲載されます。
- ・主務大臣から「振興基準」に基づき指導又は助言が行われた場合など、本宣言が履行されていないと認められる場合には、本宣言の掲載が取りやめになることがあります。